

身につけよう 交通ルールと ヘルメット

～ 自転車を安全に利用しよう～

～ 自転車安全利用五則 ～

(令和4年11月1日改正)

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では「信号」と「一時停止」を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



有松交番

編集・発行
緑警署
有松交番
052-621-0110

○地域安全情報○

4月中 (暫定値)	侵入盗 (住宅対象)	特殊詐欺	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	合計
有松学区	1	-	2	-	1	-	-	-	1	5
平子学区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
緑署全体	6	-	7	2	20	1	5	19	31	91

4月中 緑区内の交通事故発生件数
(交通課調べ・暫定値)

人身事故 6 8 件
物損事故 4 8 1 件



横断歩道は
歩行者優先♡
★取締り強化中★

特殊詐欺に注意!

警察官や区役所、百貨店等の職員を騙って、
「キャッシュカードを封筒に入れて」
「還付金がある」「手続き口座を教えて」
「キャッシュカードが悪用されている」
「暗証番号を教えて」というのは…うそ!



防犯情報まるわかりアプリ アイチポリス

iOS端末



ダウンロードは
こちらから

※本アプリは無料で利用できますが、ダウンロード及び利用時にはデータ通信料がかかります。



Android端末

